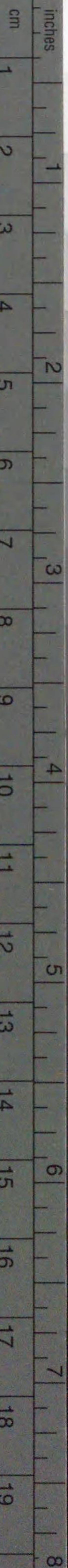


Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

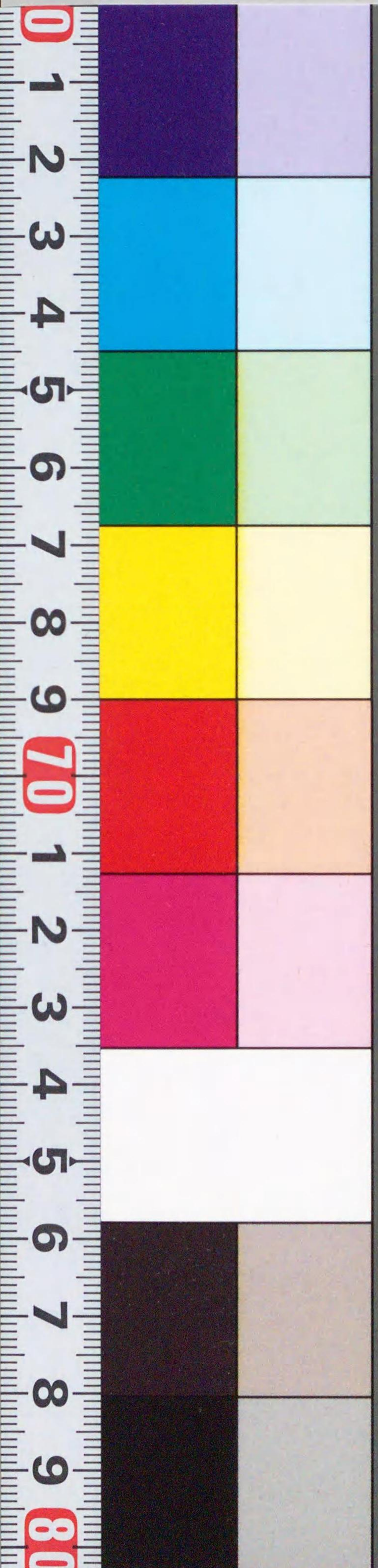
A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19



Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black



Y994

J7347

租稅研究

長野市役所

Y994
J7347

自序

本書は古今に於ける租税の概要を比較研究して其の輕重を知るにあり、蓋し現今の租税が重いと云ふことを常に耳にする所であるが輕いと云ふことを殆どきかない。然らば現今の租税は果して重いか、將亦重くないかは實際問題に徴するより外はない。故に古今に於ける租税の概要を研究し之が比較對照する必要がある。然るが故に既往に逆り各時代に於ける租税の概要を檢討し、其の大概を本書に収録して租税比較研究資料の一端に供したいと思ふ併研究資料の充分ならざるを遺憾とし、尙ほ本書編纂に當り資料提供せられたる各位の御好意を多謝致します。

昭和十二年盛夏

著者識



I 種
W



1200800897720

第一章	上世より平氏時代の租税	一
第一節	租調庸	一
第二章	源氏より豊臣氏時代の租税	七
第一節	田租	七
第二節	營業税	一一
第三節	雜種租	一一
第三章	徳川氏時代の租税	一四
第一節	田租	一四
第二節	雜税	一八
第三節	營業税	一九
第四節	海關税	二〇
第五節	石代納	二一
第六節	金納	二一
第四章	現代に於ける租税	二二
第一節	直接税と間接税	二二

目次

目次

第一章 上世より平氏時代の租税

第一節 租調庸

第二章 源氏より豊臣氏時代の租税

第一節 田租

第二節 營業税

第三節 雜種租

第三章 徳川氏時代の租税

第一節 田租

第二節 雜税

第三節 營業税

第四節 海關税

第五節 石代納

第六節 金納

第四章 現代に於ける租税

第一節 直接税と間接税



第二節 納税義務者……………二二三

第三節 國府縣市町村税の概要……………二二五

第五章 結語……………三一一

附録 滞納原因其の他の調……………三二〇

目次
第一章 上世より平氏時代の租税……………二二二
第一節 租調庸……………二二三
第二章 中世の租税……………二二五
第三章 近世の租税……………二二七
第四章 租税の徴収……………二二九
第五章 租税の免除……………二三〇
第六章 租税の増徴……………二三二
第七章 租税の減徴……………二三三
第八章 租税の課税……………二三四
第九章 租税の納付……………二三五
第十章 租税の滞納……………二三六
第十一章 租税の滞納原因……………二三七
第十二章 租税の滞納原因其の他の調……………三二〇

第一章 上世より平氏時代の租税

第一節 租調庸

上古に於ける貢租の事は明瞭でないが、貢はミツギで貢租もミツギの意にして、ツギは供の意である。朝廷の供御及國家の需用を供給し奉ることで總て上に納入する品物を兼ね稱したのである。崇神天皇十二年皇紀五百七十五年始めて調役を科し、之を男の弭ゆはすの調女の手末たすまの調つぎと稱し人民の數を調べて調物を賦課し、弭の調とは男子が弓で射取つた鳥獸の皮肉角等を調ぐことで男子の税である。手末の調とは女子が手で造つた布帛の類にして之が女子の税であつた。之に據つて従來人民の進獻に委せられた調が秩序的のものとなつた。即ち我國に於ける租税の嚆矢である。調の外に庸があつた。庸は邦訓チカラシロにして、人民がめい／＼力役を勤め、若し勤めざれば其の代しろに布又は米を納めることである。崇神天皇の御代に至つて課役の先後を知らしむべしとの詔があつた。垂仁天皇の御代に屯田屯田（屯倉とも書く）を設けられ、爾來朝廷の需用は其の收穫内から之を支給した。租税は大凡熟田五十代（二五〇歩）租稻一束五把であつた。仁徳天皇の御代に三年課役を免ぜられたと謂ふことがある。其の後歴世免租のことがある。大抵御即位、改元或は建都、造宮、行幸、大嘗會だいじやうゑとか、凶災、軍事、兵亂の場合、又は孝子節婦の爲に行はれたが、特に凶災の場合の免租が最も多い。之は民と苦樂を偕ともにすると云ふ御趣意から出たことであらう。

上古は萬事質素で政事も簡易であつたから自然倉庫に餘財が有つたであらう。それで慶賀褒賞賑恤等一切貢租を免じて之に充てたから免租は特に多かつたのである。徭役に付ても略同様のことが行はれ、免徭役の範圍は廣きは天下より國郡に限るもの、一戸一人に止まるもの、課役ともに免するもの、雜徭に止まるもの、凶年饑饉疫病などで人民を賑恤

民を使ふに時を以てす

せらるる場合孝子節婦順孫等の優賞の爲にする免除で、免租と申し理由によるのである。推古天皇十二年皇紀千二百六十四年聖德太子憲法十七條中の第十六條に「民を使ふに時を以てす、(中略)春より秋に至るまでは農桑の節なり、民を使ふべからず」とある。

孝德天皇の大化二年皇紀千三百六年に大化の改新が行はれた其の主なるものを擧ぐれば、

大化改新

第一、土地人民の私有を罷め悉く官没して朝廷に屬せしめ公地公民としたこと

第二、新に國郡を區分して國司郡司を置き關塞防人を置き驛馬傳馬を置いたこと

第三、初めて戸籍計帳を作り公地を公民に分配する爲に班田收授の法を定めたこと

第四、税法を改め新に租庸調の三税を定めたこと

一段三百六十歩一町は十段

同年正月朔日の詔に、凡そ田は長さ三十歩廣さ十二歩を段と爲し十段を町と爲し段の租稻二束二把町の租稻二十二束とした。町段歩の名稱は此時に始つたのである。

大化改新の調庸の制度に依ると田一町に付絹一丈(廣さ二尺半)、綿二丈(廣さ絹と同じ)、一戸に布一丈二尺、中馬は百戸毎に一匹、細馬は二百戸毎に一匹、馬を買ふ値は布一丈二尺、仕丁は五十戸に一人、一戸に庸布一丈二尺、庸米は五斗、采女は百戸に一人にして其の租調庸を表示すれば左の通りである。當時の租税は田租調庸を合せて收穫の百分の十二に相當するのであると云はれてゐる。

租		調				庸		
田一町	田一町	一戸	一百戸	二百戸	一戸	五十戸	百戸	
稻二十二束	絹一丈	布一丈二尺	中馬一匹	細馬一匹	布一丈二尺	米五斗	仕丁一人	采女一人
	綿一丈							

民を使ふ詔

孝德天皇大化二年皇紀千三百六年改新の詔に「賦役を催驅す」とあり、其の歲三月「農月に於て民を使ふべからず」との詔が下つたのは憲法十六條の意を申ねて明かにせられたのである。

課役方法

富強先貧弱後

丁壯多きを先丁壯少きを後

富強者土地人民兼併

大寶令に凡そ正丁の歳役は十日庸を收むべきは布二丈六尺留役すべきは卅日に滿たば租調俱に免じ次丁二人は正丁一人に同じとあり、此の課役については富強先にし貧弱後にし丁壯多きを先にし丁壯少きを後にする規定や病と詐つて課役を避けた者に對する處罰令も定められてゐる。課役のことは大寶令の撰定によつて其の制度が備つたが、延喜以後富強の者が土地人民を兼併した爲めに公平な課役を民に徴することが出来なくなり、制度も次第に變し人夫物件を問はず便宜之を課するやうになつた。之は後世課役の基礎を爲すに至つたのである。

孝德天皇白雉三年皇紀千三百十二年大化前の租法に復して段の租法一束五把、町の租稻十五束とし、大寶令に至つて又大化の租法に復し、文武天皇慶雲三年皇紀千三百六十六年には大寶の如くして一段に七把を減じたのである。

口分田

班田收授の目的

貧富の懸隔緩和

班田收授の法 大寶令の制に依ると生れて六歳になると男子一人に田地二段、女子一人には男子の三分の二を給し之を口分田といふ。そして六年毎に收授を行ふ定めで大化改新と略同しであつた。此は田、連、伴造、國造等の勢力ある者が土地を私有して威權を恣にし、貧富の懸隔が甚しかつたので此の弊を改革する必要から班田收授の法を行つたのである。

租は主に國郡の費用調庸は主に京師の用度

大寶律令の租庸調の制度中に土地を水田と畠とに分け、水田は私有を許さず班田の制を行つたが、畠の方は年令に拘らず男女を問はず各人に均分し、一度給したる後は更に收授することなく之を賣買することを許された。租税は租庸調三種の別があつた。租は主に國郡の費用に、庸調は主に京師の用度に充てた。

一段の租稻二束二把の收穫稻七十二束

租は男子の口分田二段の收穫稻を百四十四束とし、其の内四束四把を官に納め、女は男の三分の二九十六束の内二束九把を納むるのである。

調正丁一人絹
八尺五寸
絲八兩一斤
布二丈六尺
次丁は正丁の
半分
中男は四人で
一人前
庸正丁一人毎
年十日勞役
代納布二丈六
尺
調庸未納に關
する詔

調は絹繩綿布等郷土の産するところに隨つて正丁一人絹繩は八尺五寸絲八兩線一斤布二丈六尺次丁は正丁の半中男は四人で一人前、此の外に雜物（鐵、鈇、鹽、鮫等）の調もあつた。庸は正丁一人は毎年十日勞役を國家の工事に供せねばならぬ物品を代納する場合は布二丈六尺と定めたのである。

納期 調庸を納むる期間は近、中、遠國三種に區別し、凡そ調庸の物は八月中旬より起て輸せ近國は十月三十日、中國は十一月三十日、遠國は十二月三十日以前に納め訖れ云々とある。歷代多少變更あつても大體此の制度に準據したのである。

調庸も後になると未納する者が多く調庸の制度創まつてから百有餘年桓武天皇延暦五年皇紀千四百四十六年の詔に諸國貢する所の庸調等の物毎に未納有りて國用を闕く積習稍久しく弊たること已に深し良に國宰郡司違ひに相怠慢するに由る云々とあり。

天曆以後は班田の法も廢れ莊園が益旺盛になつて自然調庸の制度もくづれ期限を過る計りでなく品物も粗惡となり、甚しきは貢せぬものもある様になつた。源平時代には役丁は軍役と變し軍役愈々繁く調庸は租税に入りて調庸の實全く廢し、唯僅かに神寺封戸の中に其の名を残すのみとなつた。

大稅 オホチカラ又フトチカラと訓む、要するに正税と同じ。正税とは年貢米を官倉に貯藏し、國家の經費及び出舉（官から米穀又は錢貨を貸し與へて利息を取る事これに出舉錢、出舉稻の二種がある）等に充つるもので、優恤恩免等臨時支出に係るものが頗る多い。後世に至り官吏貪汚の弊を生し正税を輸さぬ者が多くなつたので、桓武天皇以後屢々重く戒勅せられたが其の弊止まず、一條天皇以後其の事蹟殆ど明徴すべきものがない。

公廩稻 公廩とは役所官衙の意稻は本稻（官倉に貯へ置いて國用に充てた稻で雜稻に對するもの）である。之を出舉して其の利を收め諸國の官衙や諸司の用に供したのである。公廩は即ち公廩稻のこと、正税と公廩とは何れも本稻で

出舉稻
出舉錢

役丁が軍役
調庸廢

公廩は官衙の
常用
正税は臨時公
用

雜稻は社寺池
溝俘囚等の費
用

陸田一段地子
粟三升

上田地子五分
の一

二公八民
所得の五分の

あるが其の使用法を異にする正税は臨時の公用に充て公廩は官衙の常用に充てたものである。後世朝廷の綱紀が弛ぶに至つて正税と共に官吏の不正が多くなつたので、孝謙天皇大平實字元年皇紀千四百十七年諸國司交替の日各公廩を食り競うて爭論を起し自ら上下の序を失ひ、既に清廉の風を虧く云々の詔が下つた。然し其の弊風は止むことがなかつた。桓武天皇延暦十七八兩年に公廩を一時停止せられたこともあつた。

雜稻 諸國の官稻の中から割いて雜件に充てるもので、之に修理官舎料國分寺料等の數種がある。正税及び公廩は公用官衙の用に供するが雜稻は此の外社寺池溝俘囚等の用に充てたものである。出舉して利を收めたことは同様である。

地子 地子は一に地子稻とも云ふ。公田及び官田を民に貸して作らせ、秋に至つて賃租を收めさせることである。延喜式に據ると地子は田地の品等に上、中、下、下の四等に區分し、種稻各其の五分の一を徵收すとあり、元正天皇養老三年皇紀千三百七十九年に詔して天下の民戸に陸田一町以上二十町以下を給ひ、地子を輸さしむること段に粟三升とある。

弘仁式に上田一段の地子十束、中田一段八束、下田一段六束、下下田一段三束とある。

主税式には凡そ公田の種稻上田は五百束、中田は四百束、下田は三百束、下下田は百五十束、地子は各田品によつて五分の一を輸さしむとある。五百束四百束は一町を以て云ふのであるから、上田一段の地子十束、中田一段の地子八束にして弘仁式と同率である。五分の一の地子は即ち二公八民（二分を官に納め八分を人民の所有とすること）で、當時の税としては重いのであるが之は官有地を作らしめるからである。後世武家時代に武臣が國郡を專有して益々其の租を重くしたのは蓋し此等の事に基くのである。此の地子は徳川時代まで續いた。

納期 貢租を收納するには自然其の期限を定める必要がある。大寶令に凡そ田租は國土收穫の早晚に準して九月中旬より起て輸せ十一月卅日以前に納め畢へよ其の春米を京に運ぶは正月より起て運べ八月三十日に納め畢へよ然し京を距

る遠近の國々に依りて或は二月三十日以前四月三十日以前等の區別もあつた。調庸の納期は前に述べた通りである。

課役 課は邦訓オホス人民をして貢賦の類を負はしむる意、役は邦訓エダチ役發の意である。例へば道路を造り橋梁を架し池溝を開通し宮殿を造營する等の爲壯丁を使役することである。其の場合正丁は一年の役は十日、若し其の役に服せざる者は庸を出して之に代へる。十日以上留役するを雜徭といふのである。

雜徭 徭も邦訓エダチ正役日數以外に服役するを雜徭といふ。正役と同じく神社宮殿の造營、城池の修理、橋梁の架設、堤防の修築等に使用したものである。軍防令には十日以上使役するを禁ぜられたが、後には日數も多くなり富強の家では賄賂に因りて徭を免れ、貧弱の輩のみ身力を勞して重役に苦しめられる様になつた。孝謙天皇の時には之を三十日限定し延喜格では「雜徭は人毎に均使し三十日を限と爲す」と定められたのである。

桓武天皇の延暦年間中不三得七（毎年一國の租を通計して七分以上を官に收め其餘を國司の處分に任すと）の法を定めて之を寛大にせられたが奸吏が其の恩典をよいことにして自己の利をほしむるもの多かつたとのことである。

元明天皇の和銅元年皇紀千三百六十八年に和銅開鑄を鑄造せられてから次第に錢貨が流通するやうになつたので、桓武天皇の延暦十六年皇紀千四百五十七年には「貧乏の徒は錢を進むることを聽るすべし」といふ勅を下して金納も許された。一條天皇長保中斗升の改正があつて、租額も増加するに至つた。時により不二得八の法と稱し八分官に收め二分國司の處分に任せ、不四得六の法と稱し六分官に收め四分國司の處分に任せる法が行はれ、口分田の制も次第に廢れて莊園起り、豪富いよ／＼兼并の利を收め、遂に割據の勢を爲し、和銅以來一段の租は米七斗五升制としたが、諸國の莊園の稅率には高低があつて一様でなく、朝廷の威權が權門勢家を制することが出来なかつたからである。

雜徭三十日限

金納を許す勅令

第二章 源氏より豊臣氏時代の租稅

第一節 田 租

平均四公六民の割合
兵糧米段五升

兵糧米段三升

苛斂誅求甚だしき時代

段錢（タカワリ）
棟別錢（むねわ）
土倉稅（つちぐら）
通行稅
人民畠を捨てて流浪する者多し

中古班田の法が廢れて莊園が起つてから、田租の法も大いに上世と異り調庸の制も廢れ、一切之を田地に賦課したので、田租のみが重くなつた。保元平治以後兵農が分れてから諸國の租法も大いに變つた。即ち上田は六分中田は四分下田は二分を地頭に納め、之を平均すると四公六民（四分を官に納め六分を民の所有とする）となる、之が當時の法である。源頼朝が文治元年に段毎に兵糧米五升を課したが、守護地頭等が之に因つて誅求したので翌年には之を停止した。然し守護地頭等は陽に之を廢し陰に之を加徴したことは諸國から兵糧米の免除を請ふものが多かつたので之を立證される。承久の亂の時には軍資の必要から段當り三升の兵糧米を徴したが諸國から頗る苦情が出たので承久三年皇紀千八百八十一年には宣旨を下して之を禁止された。當時の租法は凡そ四公六民の制であつたが、守護地頭等が定率外に取立てたので其後屢々禁止令が下つてゐる。南北朝以來天下爭亂止まず守護地頭等の苛斂誅求が益々甚だしくなつたので、足利尊氏は之を戒め「守護職を改易し所領を沒收し又遠流に處すべし」と嚴命を下した。然し兵亂の爲め幕府の財政は次第に窮乏するやうになつた。當時足利幕府の財源としては領邑以外諸侯に對し五十分の一の課役三十分の一の課役等があり、臨時の稅としては段錢（田租の外に土地の段別高に課する臨時稅でタカワリともいふ）棟別錢（戸別割）土倉稅（質屋、酒屋等の倉に課する稅）などがあり、長祿三年皇紀二千百十九年には入京の七路に關所を設け、其通行稅を徵收した。義政に至つては爭亂と奢侈とで所謂下剋上の風を馴致し、加ふるに僅かの間に九度の大儀が行はれた爲め種々の課稅をしたので人民は畠を捨て、流浪するものが非常に多かつた。財政窮乏の極義政一代に徳政（賣買貸借質入等の權

利義務を帳消にする法)を十三度も行つたといふ。それでも義政の驕奢は一向に止まなかつたので、後花園天皇は

殘民爭採首陽薇。處々閉爐鎖竹扉。

詩興吟酸春二月。滿城紅綠爲誰肥。

といふ御製の詩を賜つて之を諷せられたといふことである。

後奈良天皇の天文二十二年皇紀二千二百十三年將軍足利義輝が諸國の守護に命じて自領他領を論ぜず一國毎に檢して

畿内七道の總石高を調べて壹千八百六十八萬參千六百九十六石を得た。之を四公六民の法で計算すると其の租額は七百

四十七萬參千四百七十八石餘となる。然し當時戰國の世で政令も行き届かず檢田の遺漏も多く、其の上奸吏の隱匿した

田地も少からずあつたと想はれるから上述の數字は其の概數である。石高はもと租率を定むる爲に設けたものである。

中古の租法が廢れてから田地の段別に隨つて租率を定め、其の後また穫稻の多少で租税の率を定めた。石高は即ち穫稻

の石數である。

戰國時代の諸侯は地租をどんな割合で賦課したかといふに、各國各様で一定せざるのみならず度量衡も不定である。

(升を京升に一定したのは豊臣秀吉の時代である)。高も貫高(年貢の高を錢に換算すること)で一貫文の地は凡そ田地五

段に相當する。又石高もあるといふ風で決して統一はなかつた。然し大體四公六民から五公五民位といはれてゐる。中

には八公二民から一公九民と云ふ極端のものもあつたが、普通五公五民位であつたであらう。北條早雲が四公六民とし

たのを當時善政と稱したといふ(四公六民でもなほ收穫の百分の四十に當るから之を大化大寶の田租庸調を合せて百分

の十二の率に比すると非常に重い税である)。

豊臣秀吉は天正十四年皇紀二千二百四十六年に「立毛の三分の一は百姓に與へ三分の二は上納」と定めたが、之は二

公一民で五公五民よりも高率である。然し秀吉は附加税を廢したから必ずしも重税ではない。且年貢の法を全國的に統

貫高田地五段
の年貢一貫文
石高四公六民
から五公五民
甚だしきは八
公二民一公九

二公一民

一しやうとしたのである。長曾我部元親や石田三成加藤清正も此の二公一民の法を行つた。畠は田地よりも幾分税率も低く畠作物を納めたり又錢納も許したものと思はれる。

正税 中世以來其の制度も廢れて國司守護の管する所僅かに其租入の幾分を朝家に貢するに過ぎなかつた。源頼朝が關東八州の正税を貢したことや、足利義持が正税を貢して朝用を完うすべしと令したこと、豊臣秀吉が永く洛中の地子を以て禁中の正税に充てた位の史實を擧げ得るのみである。

檢見 ケミ又ケンミと讀み、毛見とも書く。租税の賦課と收納の法はどうであつたか、これには土地の調査が充分行届いてゐることが第一である。土地の調査がよく行はれて田地に於ける收穫高が充分調べられて標準が定つてゐれば賦課と收納は比較的容易であらう。土地の調査は昔から行はれ、鎌倉時代には段別の定額も定められ、之を斗代といつて何段の土地で何斗代といふ風にして年貢を賦課する標準とした。而して毛見又は檢見とて鎌倉から室町まで多く行つた法である。之は作毛の豊凶を檢視して其の年の年貢高を定める法で之を檢見取といつた。天正十四年皇紀二千二百四十六年豊臣秀吉の制條に、檢見を爲し三分一を百姓に付して其の二を收むべしとある。これが檢見取の法である。此の法には小檢見(大檢見より前に手代が精密に檢見すること)一に坪檢見ともいふ)大檢見(代官が村々を巡回し小檢見に照らして一般檢見すること)の二法があつた。徳川時代には普く此の法を行ひ、定免取の法と併用したものである。

口米口永 本租を取り立てる時諸雜費に充てる所定の租米の外に追加して徵收する一種の税米を口米といひ、口米の代りに納める錢を口永といふのである。(永は永樂錢)鎌倉幕府の時口米の稱があるのを見ると鎌倉幕府の時に始つたことが知られる。足利氏豊臣氏皆之を徵收した。秀吉は「米壹石に口米は貳升たるべし其の外の役米一切收む可らず」と命を下した。徳川時代には代官所の費用に充てたものである。

地子 前述の如く地子はもと公田、官田等の賃相田から收めたものであるが、中世以來其の法も廢れ市街地に課した

口米一石に付
二升は口米の
代りに納める
錢

地子は市街地
社寺領に課す
るのみとなつ

り神寺領に課したりして一定の制度は無くなつた。源頼朝か僧禪ぜんぜんの麥島の地子を免じ、足利義晴が三福寺地子錢の未進を催促し、足利義輝が洛中の地子錢を徴收させたことがある。其の他織田信長、明智光秀、豊臣秀吉等が京中の地子錢を免じたことより見れば地子が市街地に課せられたことが判明する。

神寺税 神寺田から社寺に收納する税である。我國は開國の初めから神を崇び、神武天皇が皇祖天神を鳥見山とりみやまに祭られ、崇神天皇の時神宮と皇居とを別にする制を立てられ、爾來敬神の風益々盛んなるに至つた。神の榮盛しげ供御の費は皆神税を以て之に充てられた。中古以後上下佛を信じたので寺領は神領と共に盛んとなり、其の收税の法も處により輕重一様でないが、其の收額を折半して其の半を上納し半を自ら收むるものあり。絹や雜物を賦課するものもあつた。元來社寺領は上世不輸租ふしよそ又は半不輸租であつたが、中世以降其の制度が弛ぶに至つて租賦を課するやうになつた。寺領は古の寺田であつて堂塔伽藍の造營修理其の他佛事の費に充てたものである。源頼朝以後北條足利の世に至るまで皆之を重んずること神領と同じである。故に王朝以後興福、延曆二寺の莊園は肥沃の地を領し諸國の末寺亦各田園を領した。然るに武臣の中私利を謀り往々社寺所入財物を侵掠する輩が多かつたから、後鳥羽天皇元暦元年皇紀一千八百四十四年に近年武士輩皇憲を憚らす恣に私威を輝かし自由の下知ひじを爲し神社の神税を狎黷し佛寺の佛聖等を奪ひ取る云々。今より停止す。猶違犯するものあらば専ら罪科に處し、曾て寛宥せざるべしと詔を下して神寺の税を侵掠することを禁止せられた。然し其の風は止まなかつたのである。

武士の横暴戒

小成物三分の二

雜科 上古には山林原野池沼河海等に課税することはなかつたが、中世以後調庸の制度が壞れてから其の土地の産物を年貢とすることが始つて之を小成物こなりものといつた。戰國時代には密柑や柚等も收穫の三分の二を上納させたり、桑にも税をかけたことがある。天正十七年皇紀二千二百四十九年駿河の法には竹藪があれば公方へ五十本地頭にも五十本納める定めがあつた。漆や蠟にも課税した。徳川時代にも斯る税は續いて行はれ、小物成といふ名稱に變つて種類も多くなつたのである。

第二節 營業 稅

酒税 上世は酒に税を課することなかつたが「陽成天皇元慶二年皇紀千五百三十八年河内國旱飢す御酒米六十五斛を貢進するに堪へず」とあり、又其の他に酒の記録あれど皆田租中から處置したもにして未だ酒税といふものでない。然し式目新篇追加に「酒役は往古より禁ずる所なり」とあるを見れば鎌倉以前に酒税のあつたものとも思はれる。鎌倉幕府に至つては酒は米穀を消耗するを以て數沽酒しばしよを禁ずることがあつた。後深草天皇建長四年皇紀千九百十二年鎌倉府令に、鎌倉中所々沽酒を禁制すべし。又諸國の市酒全部之を停止すべしとある。

沽酒禁止

沽酒の禁制殊に沙汰し悉く以て壺を破却すべし、而して一屋一壺は之を宥す云々とあり。前令は鎌倉中沽酒と諸國の市酒とは之を禁じたが、後令に至つて各自の飲料即ち自家用は之を許可したとある。其の後屢々沽酒禁止の事があり、後醍醐天皇元徳二年皇紀千九百九十年に「米價騰貴するにより米穀一果いも（一果は一俵で五斗）で酒醪しゅちやう一斛しやくに充つべし」との勅があつた。北朝後光嚴天皇應安四年皇紀二千三十一年には酒屋壺別二百文の課税も見え、其の税滞納の場合には利息を附したこともあるのである。

米一俵（五斗）
で酒一石を造
れ
酒税壺別二百
文

油税 上世男子の貢物に油のことが見えてゐる。しかし其の制度は廢れ、鎌倉幕府の時に至つて油に課税したことが諸書に散見する。後醍醐天皇正中二年皇紀千九百八十五年東寺文書に「本年貢油五合云々」とある。

油年貢五合

第三節 雜 種 稅

鎌倉幕府以來雜種の課税が多くなり、所に依りて其の名稱も異にしてゐる。

山海狩漁税

漁業税 土御門天皇元久元年皇紀千八百六十四年源實朝令に山海の狩漁は國衛の所設に従ひ、鹽屋の所當は三分の一を以て地頭の分と爲し云々とある。

來舶税

津料 津料とは津に來舶する船に課する税である。又河手といつて渡場を通過する旅人に課する税もあつた。これは旅人の往來の煩を爲すのと且つ地頭等聚斂を抑制する爲め順徳天皇建曆二年皇紀千八百七十二年之を停止せられ、以後龜山天皇、後宇多天皇、後醍醐天皇の御代及足利尊氏時代にも停止したが、後に至つて依然津料河手を課するものがあつた。

關所通行税

關錢 關錢とは關所の通行税である。又關所といつて關所に課する夫役もあつた。關所の濫設と多く通行税を徵收した爲に交通不便となつた。そこで織田信長は多く關所を廢し關役を免じて當時商人から賞讃されたといふ。

座税

此の外魚座（座とは當時物を賣る所をいふ）餅屋座、鑄物座、米屋座などにも課税した。當時群雄割據の世であつたから國によつて之に類似の課税をしたことであると思ふ。

段掛米錢

農事三ヶ月百姓を使ふべからず

武門專横農兵募百姓逃散

逃散防止

課役 中世の課役は上世と異り多く内裏社殿等の造營城池道路堤防の構築驛傳の運輸等事有る時に費用を課し、米錢を徵收したり人民を使役する總稱である。初めは田地の段別に課して段錢といつたが、後には石高に割當て高掛米といつた。北條時宗の時代には「農事三ヶ月は私に百姓を使ふべからず」と令し、足利尊氏も「先例限ある公事の外一切臨時の課役を停止すべし」と命じてゐる。然し戰國の世になると武門が專横で自家防護の必要から百姓を勝手に使役したり戰爭に農兵を募つたりするので、百姓は之に堪へず田畠を賣り農具さへも賣つて段錢の未納を償ふに至り、やがては故郷を逃散するものが相つぐやうになつた。領主も之に困つて逃散禁止の布令は貞永式目を始め戰國諸侯の禁令を見るに至つた。天文十九年皇紀二千二百十年後北條氏が逃散者に對し還住すれば其の借錢借米は一切免することとし、一方に逃散を防ぎ一方に還住を勧めて農耕に従事させやうとした。豊臣秀吉は天正十四年皇紀二千二百四十六年百姓夫役を

地頭御家人の所領五十分の一の武家役

勤めずして他郷に之く可らず、之を匿す者は其の身は勿論其の所まで曲事たるべしと令して、逃散者は勿論其の親戚や同村の者も所罰して逃散を防いだのである。

武家役 文治元年皇紀千八百四十五年源頼朝が諸國に守護地類を置いてから武士の領地が次第に増加するに至り、始めて武家役といふ税が起つた。これは地頭家人の領地に對し石高に應じて賦課した税である。即ち日本國の地頭御家人の所領に五十分の一の武家役を毎年かけられるとある。此の税に大番役、箒役等がある。

大番役 はもと王朝時代から有つたものにして交替して宮城護衛の役であつた。後になつて一種の税となり、後醍醐天皇の御代領地所入の二十分一を課せられ、貞治元年皇紀二千二十二年足利義詮の時に同一の規定があつた。

箒役 は鎌倉時代京都の辻々に四十八箇所の番屋を構へて盜賊を警め市街を固める役である。終夜箒火を燃やして警固するからいふので、單にかがりともしつたのである。

年貢納入督勵 郷里の連帶責任

納期 納租の期は鎌倉幕府以後も大抵上世と同じである。年貢納入を怠るなど強調したのは鎌倉幕府以後皆同一である。或は郷里の連帶責任とし或は所領を沒收するとか所帯を改易するとか、所罰の方針は各領主何れも同じである。何を措いても年貢だけは完納せよといひ、時に租税を納めねば盜人同様の待遇をした例も多いのであつた。

免租免課役 中世免租のことは率ね忠節勇敢の褒賞や民力休養窮民の慰撫等に出てる。然し争亂等の爲に一人一家若くは一隅に止まり諸國に及ぶことはなかつた。殊に足利氏に至つては極めて稀であつた。課役を免することも免租と同一趣意であるが、社寺を崇敬して其の課役を免じた例は多い。然し之も一地方に限られてゐる。徳川氏に至つて田毛五分以上損すると課役を免ずるといふ制を設けた。

貞永式目中妻 子抑留資財奪 取戒

未進 年貢未進（未納に同じ）は鎌倉時代土豪抑留するもの地頭の抗捍するものなどの弊が有つたので、源頼朝之を戒め貞永式目にも「領主が妻子を抑留し資財を奪取る甚た仁政に背く年貢所當の未濟あらば其の償を致すべし」とある。

百姓上書

戦亂の世
百姓疲弊

五人組及村内
連帶責任

されど年貢の未進は決して其の跡を絶たず、殊に足利時代は戦亂の世で百姓の疲弊其の極に達した。後奈良天皇天文十六年皇紀二千二百七十年三好氏に命じて領所の年貢數年の未進を今秋必ず皆濟すべきを催促せしめた時、百姓書を上つて之を愁訴した。其の上書に、累年未進に至るは諸所要害土工の爲め竹木を納め或は夫役止む時なく農桑麻綿の業疎略となり其の所得僅に十年前の三分一に過ぎず、且敵は時ならず侵し來り禾を踐み稻を取る等の妨げ有りて無事の世に異り今數年の未進を納了すべきの命ありしを以て、各自所帯を上納し去つて他國に通る計を爲せり。もし寛假せられれば來年より漸々麥を以て償却せんと。以て當時を想見すべきである。織田豊臣より徳川氏に至つても屢未進を戒め、五人組及村内に於て皆濟すべしと命じ、或は代官の辨償たるべしなどと命じて未進を防んだのである。

第三章 徳川氏時代の租税

第一節 田 租

一段三百歩
五公五民
米納金納

豊臣秀吉は田地の境界を正し三百六十歩を一段とする制を改めて三百歩を一段とし、從來四公六民の租法を變して二公一民とした。之を前世に比べると税は重いけれども租税法が均一平準を得て從來異同の弊を一洗した。徳川氏に至つて五公五民の法に一定して以て慶應に至つた。然し封建の世諸侯によつて苛税を課したのも少くなかつた。田租收納法は上世は束を以てし延喜以後は多く粃を以てしたが、慶長に至つて貯蓄穀以外は一般米納となり一部金納となつた。慶長三年皇紀二千二百五十八年我が國の石高の總計は千八百五十萬九千四十三石七斗四升であつた。貞享三年皇紀二千三百四十六年徳川綱吉は檢地條例で田畠を上上、上、中、下、下下の五等に分けたのである。かく

石 盛
一段粃三石
(五合摺)

石 高

定免取

掛 札

石高調

増石増租

開墾新田名

作徳獎勵

田畠を五等に分けると租米も隨つて五等になる譯である。ままた、中、下を三等に分けすべて九等とする所もあるが、大抵この五等を以て田畠品位の法とした。そして石盛といふのは租を賦課する爲め設けた稷米率である。田畠を檢して一步の稻を刈り其の粃を量つて一段の粃高を知る。一步粃一升あれば一段の粃は三石となる、五合摺にして米壹石五斗を得る是が上田の石盛である。

東山天皇元祿中我國の總石高は琉球を加へて二千五百九十一萬六百七十四石五斗七升餘である。之を五公五民の法で算出すると租額千二百九十五萬五千三百三十七石二斗八升餘である。享保六年皇紀二千三百八十一年徳川吉宗檢見取の法を改めて定免取の法を立てたのである。

當時掛札といふものがあつた。それは年貢の高を札に記し其の村の高札場又は名主莊屋の門など見易い場所に掲げ百姓に其の年の取箇(租税の高)を知らせ、且又納税の折役人の私曲非違を防ぐ爲に設けたものである。徳川氏は數年に一回諸國の石高を檢する例であつたが石高を置すものがあつたので、仁孝天皇天保三年皇紀二千四百九十二年嚴令して石高を檢べた所總計三千五十五萬八千九百七十七石八斗四升餘を得た。之を五公五民として折半すると租額千五百二十七萬九千四百五十八石九斗二升餘となる。之を元祿時代に比すると石高四百六十四萬八千二百四十三石二斗六升餘、租額二百三十二萬四千二百一十一石六斗三升餘の増加となる。これは石高を置す事が少くなつたのとは、田野開墾の爲め石高が増した爲めである。元來徳川氏は家康以來山林原野を開墾するに努め、將軍吉宗も享保七年新田畑開墾の令を下してゐる。今日まで何新田といふ字のある土地は多く此の時代に開墾した土地だといふことである。

定免取とは石盛高の如く取るべきものを百姓の作徳を考へ石盛の幾分を免して取るといふ意から起つたものである。其の法五年若くは十年の檢見の田租額を平均して其の率を定め、年限を期し其の年期中は年の豊凶に拘らず田租を徵收することである。即ち定免とは十年二十年程の内上熟下熟の中をとりて之を定法として年々定法の如く收納す

定免取實施

るのである。若し水旱大風等の大損あれば検見の上幾分を減除し之を破免といつた。此の定免取の法を一般に施行したのは享保六年皇紀二千三百八十一年將軍徳川吉宗の時代である。

検見使

前述の如く戦國時代には土地の調査が行届いてなかつたので毛見或は検見といふ法で課税したのである。此の法は鎌倉時代から行はれ豊臣秀吉も「毛見の上三分二を地頭に收め三分一を百姓に與へる」法を立てたが、然し處によると定免法も行はれたのである。検見取の法によると其の作柄を見て年貢を定めるのであるから公平に課税し得る筈である。然し検見使が一々見廻ることから百姓との間に動もすると紛擾を起したり検見使の收賄なども起つたのである。定免取は検見使の見廻る勞費もなく且田租の收納も自由簡便だからといふことで定免取を施行したのである。然し定免取も不完全な點があつたので検見取も併せ行つたものである。

免租

一。倍て享保十二年皇紀二千三百八十七年には風水旱魃等で損毛五分以上であれば田租を減除する旨命したが、翌十三年には四分以上同十九年には三分以上の損毛には田租を減除する制を一定した。元來定免は田地の多い者には便利であるが少い者には不利である。田地の多い者は損する所があつても損せぬ所があるから之を償ひ得るが、田地の少い者は若し其の田地に損毛が有つた場合に之を償ひ得る方法はないのである。定免取の法は米作のみでなく麥作棉作茶種等に就いても行はれたのである。

検見取

三分の一百姓
三分の二官納

検見取。検見取のことは前に述べた如く、天正十四年皇紀二千二百四十六年豊臣秀吉制條に検見を爲し三分一を百姓に與へ其二を收むべしとあるは即ち検見取である。徳川氏に至り定免取と並用し定免取弊あれば検見取とし、検見取不便なる時は定免取を行つたものである。古は畠にも検見があつたが享保年中之を止め、木棉検見は唯五畿中國のみで他所には無い。蠟検見は漆を検見することで奥州會津郡だけに行つたのである。

輕減稅

段高場。段高場とは新開の草生地池沼岸邊の填地など收穫不定な地に限り其の段別だけを檢して輕い税を課するのみ

一段米三升

で石外に置くものをいふのである。享保八年皇紀二千三百八十三年武藏國の秣場を開墾させ一段に三升を課したことなど其の一例である。されど年を経て地味が肥沃になると則ち高に結んで課税する制となつた。後桃園天皇安永七年皇紀二千四百三十八年徳川家治の達に段高場の逐次地味熟良に至れば嚴に検見して高入と爲すべし。段高場の内不定地又は地味不良の方を吟味すべしとある。之を見れば段高場は租税が軽く且つ石高に應じて田租以外附加されないから農民は之を利益とし、地味が肥沃になつても之を隠して官に告げず、不定地の如きも更に改良の法を講ぜぬ弊があつたから代官に命じて之を嚴重検査させることにしたのである。

見取

其の後家齊將軍の時には關東筋の段高場に課税し、家慶の時にも「相當の取箇を付すべし」と命じてゐる。之に類したものに見取といふものがある。川岸や山傍の原野の地で僅か三畝か五畝開墾して種藝するものは高に結ばず段別を定め年々作毛を檢視して納米高を定める法である。

關東
一口米三斗七升
一俵に付一升
三口永百文に付
三文

口米口永。口米口永は徳川氏に至つても之を徴收して代官所の費用に充てたものである。元和二年皇紀二千二百七十六年徳川秀忠制條に、年貢米一俵に口米目溢（俵の隙間から溢れ出る米粒）とも一升づつ納むべし。

上方
口米一石に付
三升
口米口永代官
所の費用充當
廢止

錢は永樂百文に口錢（口米を納める時米の代りに錢を納めること）三文を納むべしとある。正保元年皇紀二千三百四十年徳川家光の達に口米關東は三斗七升一俵に一升、口錢永百文に三文、上方は一石に三升なり。定限の外取るべからずと規定し、徳川吉宗は畠の口永は永一貫文に三十文を取れと命じてゐる。口米口永はもと代官所の費用に充てたものである。代官所の收支に疑點があつたので享保十年皇紀二千三百八十五年には悉皆之を藏納として國庫に收納し、代官所の費用は制限を定めて別に支給することとした。其の口米納入の期は大抵十一月中とした。此の外本租に附屬する小租は種々あつた。

目錢。鎌倉室町時代からあり高船酒屋の桶又は段別などに課した雜稅である。

出目永一貫文
に付三十文

缺米一石に付
三升

出目永 錢納の田租を取立てる時餘分に差出させる錢、關東では永一貫文につき三十文。

出目米 年貢米を輸納する米依に通常の一俵入よりも餘分の米を増し入れをいふ。或は延米ともいつた。

欠米 年貢米を運送する際量り減りを補ふ爲めに百姓から取立てる米、本米一石に欠米二升であつた。

本石計立 本石は租米を榭で量る時概で縁を平らにならして餘分をかき落すこと、計立は概でかき落さぬことである。本石は關東に計立は上方に用ひられたのである。

地子 鎌倉時代から徳川氏の末まで地子を徴收し、足利氏以後は多く都府市街地に賦課したものである。豊臣秀吉が長崎町中の地子を免除したことがあり、徳川家綱、家治の時には却つて増徴した。長崎は當時外國と貿易が盛んであつたので地子が特に貴かつたものである。

第二節 雜 稅

中世に於ける雜稅は明瞭でない。徳川氏時代には之を小物成といつて種目も多くなり稅率も各相違があつた。即ち藥種問屋、木綿問屋、蠟燭問屋、扇問屋、墨筆硯問屋等それ〴〵冥加に相違のあること問屋再興調書に見えてゐる。其の外船、水車、鐵砲等の運上酒造、醬油屋、油屋、旅籠屋の冥加、大工、石屋、鍛冶、紺屋、桶屋、網代等諸役鱈市賣分一金等がある。何れも皆工商其の生業に課し本租の外にあるものである。こゝに運上とあるは運送上納の義で、武家時代率を定めて工商等の營業に課した稅の名稱である。冥加又冥加金とは江戸時代營業者が或る業を營む許可を得た時利益を得る冥加として請願して上納する金といふ義である。分一金とは所得の幾分に課するもので十分一十分二十分三等の別がある。役とはもと夫役の役で、夫役を勤める代りに現物を又は永錢等を上納する金をいふのである。

第三節 營 業 稅

酒稅五割

酒稅 徳川氏以前の酒稅は概ね所により臨時に賦課したものであつたが、一般の課稅として年々定納させたのは元祿十年皇紀二千三百五十七年五代將軍徳川綱吉の時である。そして爾今製造せし酒は時々の相場に五割を上げ之を運上すべし「譬へば酒一石銀目の相場なれば百五十目に賣り五十目を運上するなり」と命してゐる。酒稅の不正を防ぐ爲めに釀具に燒印をおし、又は釀具を改作賣買する時、又は變味の酒も申報せしめて酒の密造を禁する手段を取つた。かく重稅を課した爲め酒價が騰貴するに至つた。そこで將軍家宣は運上を免除した。此の頃から酒の密造が非常に多くなり米價の騰貴を來したので、正徳五年皇紀二千三百七十五年將軍家繼は前代始て酒の運上を免除せしに諸物高値を唱へ酒價下落に至らず、又法に違ひ酒造石數を詐るものあり、本年は諸國豊熟に因り特別を以て寒造の酒元祿十年の定數三分一を限るべし。此他新酒等は一切之を禁止すと嚴達し、享保二年皇紀二千三百七十七年將軍吉宗も「米穀を糜爛するは無益であるを以て酒造米高の内十分一役米を出せと令し、寛政年中には酒造株を貸付け又は讓與するを禁じて酒の濫造を防がうとしたのである。

酒造米高十分
一出させ酒の
濫造防止

醬油酢 等に冥加金を上納させたのは徳川氏中世頃である。

油稅 鎌倉時代に油に課稅した、それは諸國それ〴〵異つてゐる。徳川氏に至つて營業者一般に課稅するやうになつた。

船稅 鎌倉幕府の末に至るまで船稅のことは文書に見えざれど多分課稅したものであらう。後醍醐天皇の嘉暦二年皇紀千九百八十七年に「商船の目錢」の語があり、永祿五年皇紀二千二百二十二年室町殿日記に「海上獵船の運上未進」とあり、慶長三年皇紀二千二百五十八年豊臣秀臣制例に、江州湖上往復の船賃は中略銀七百枚づつ運上すべしとある。

徳川家康に至り川船にも課税し、綱吉時代船の年貢及び役銀は毎年九月十月中必ず上納せよと命じた。そして其の年貢は船の石數に應じて京錢何貫文の規定があり、役銀は川口渡り湊修理の費用に充てる臨時税である。吉宗の時には川船奉行を置いて關東八州の川船を検査せしめ、川船の年貢及び役銀は毎年八月から翌年五月までに納めよと沙汰し、其の後税率の改正はあつたが船は石數に隨ひ貨物は其の多寡に隨ふことに變りはなかつた。

車税 車税は元祿十三年皇紀二千三百六十年に始り、江戸市中に限つた車には大八(代八とも書く)大七(代七、臺七とも書く)等がある。

駕籠税一挺一ヶ月銀三匁

駕籠税 元祿十三年徳川綱吉が江戸市中の借駕籠一挺に一ヶ月銀三匁を課したに始まる。

水車税 水車を米穀舂磨に用ひて生業を營むものに課したのである。

漁業税 徳川時代に鰯漁は其の價の二十分一、鯨は概ね捕獲の難易に因りて三分二、十分一、二十分一等の區別を設けたが、將軍家治の時には漁業を奨励する爲め運上を免除したこともあつた。

第四節 海關税

通商條約
輸出品
輸入品
關稅一噸に付
五マース
(三十二錢
割合の)

我が國が外國と交通したのは既に上古に始り朝鮮支那との交通は頻繁に行はれ、天文十二年皇紀二千二百三年には葡萄牙人が大隅種子島に来て鳥銃を傳へ、ついに西班牙、和蘭、英人も來り、天草亂後は支那、和蘭のみに通商互市を許して幕末に及んだ。當時歐洲から我國に輸入した品物は生糸、絹織物、毛織物、砂糖、香料、獸皮等があり、輸出品は金、銀、銅、漆器、刀劍、屏風、食料品等であつた。孝明天皇安政四年皇紀二千五百十七年日蘭條約に噸税は一噸(立積にて曲尺四十二方尺有奇)に和蘭通用金にて五マース(一マースは六錢四厘餘)即ち八十セント(一セントは四厘餘)を入港の後二日以内に支拂ふべし。百五十噸以下の船は一噸に一マース、即ち十六セントを支拂ふべし。長崎にて一度

噸税を拂ひ直ちに箱館に轉漕せば再び拂ふに及ばず、箱館より長崎に轉せし船も同様たるべし。日本港より他國に至り新に品物を積みて再び來る船は更に積荷目録を出し噸税を拂ふべし。商船にて交易せずとも二晝夜以上一港に碇泊せば噸税を拂ふべし。破船修復の爲め入港し交易及積替せざれば噸税を拂ふに及ばず、若し修復の爲め陸揚したる貨物を賣却する時は之を拂ふべし。

同五年六月十九日米國條約及米國商民貿易章程にも關稅に關する規定がある。

第五節 石代納

石代納 は租米に代へて錢を上納することである。此の法は上世から行はれたもので延曆十六年皇紀千四百五十七年二月の勅に、民に貧富あり必ずしも穀を蓄へず宜しく貧乏の徒に錢を進むるを聽すべしとある。徳川氏に至つて石代納に種々の區別がある。

願石代 水、旱、風、蟲等の爲めに不作で米納の仕難い時など願の上石代で上納するをいふ。

定石代 其の年の定めとした石代をいふ。穀物問屋から差出す相場書により代官所で定め勘定所廻米方の吟味によつて定めるものである。

田畑の總取米三分一を金納したり時と處とに因つて相違もあり、石代納を禁止したこともあつた。

第六節 金納

こゝに金納といふのは本來金を以て租税を納めるをいひ、特別の田租金で直ちに金庫に納めるものをいふのである。實永五年皇紀二千三百六十八年徳川綱吉條制に、上納金は後藤包と爲し金藏に納むべしとある。(後藤包とは後藤某が檢

査封印もたからいふ。上納及後藤包の定目を設け、千兩以上は箱に入れ箱の上に金高及納入の名を書記する規定であつた。

第四章 現代の租税

第一節 直接税と間接税

租税中直接税と間接税との区分がある。其の区分については學者の間に相當議論があつて未だ一定しないが、大體に於て課税の負擔が直接であるか間接であるかに依りて区分するのである。要するに納税者自ら直接負擔するのが直接税であり、然らざるものが間接税である。此の見地から國税に付ては所得税、地租、相續税、營業收益税等を直接税とし酒税、砂糖税、織物消費税等を間接税としてゐる。然れども市町村税に關する区分としては必ずしも學者の議論や國税の區分に拘泥することなく、全く別個の見地から區分せられる。即ち市制第七十五條、町村制第五十五條に於て『本法に於ける直接税及間接税の種類は内務大臣及大藏大臣之を定む』と規定し、之に基き大正十五年内務省告示第六十八號を以て左の通り區分せられたのである。

國 税

左の諸税を直接税とし其の他を間接税とす。

地租所得税（所得税法第三條第二種の所得税中無記名債權の所得に係る所得税を除く）營業税、營業收益税、資本金子税（資本金子税法第二條甲種の資本金子中無記名債權の資本金子に係る資本金子税を除く）鑛業税、砂鑛區税、取引營業税

府 縣 税

左の諸税を直接税とし其の他を間接税とす。

特別地税、戸數割、家屋税、營業税、雜種税（遊興税觀覽税を除く）

市 町 村 税

左の諸税を間接税とし其の他を直接税とす。

遊興税、觀覽税、宴席消費税、特別消費税、觀覽税、入湯税、遊興税附加税、觀覽税附加税

右區分の效益從前直接國税や市町村税を以て市町村公民の要件として居た。當時に在つては相當重要性を有したるも現在の如く公民の要件中には納税に關するものは全く除外せられたので其の必要はない。唯僅に市町村が夫役現品を賦課するに際し、直接市町村税の準率に依るか直接町村税のない町村では直接國税の準率に依ることを原則とせるものである。直接税間接税の区分は之が爲めに利用せらるるに外ならない。國税附加税は直接税に對してのみ賦課が出来るが、間接税には附加税を課することが出来得ない。又直接國税全部に附加税を課し得らるるものではない。所得税附加税は第二種の所得に對しては全く附加税を課することが出来ないし、資本金子税に付ても全然附加税を課することが出来ないものである。

第二節 納税義務者

納税義務者は普通の納税義務者と、特別の納税義務者との區別がある。換言すれば一般的に納税義務を有する者と、特殊の關係に依り納税の義務を有するものとあり。前者に屬する者は市町村住民及三月以上の滞在者であり、後者に屬する者は市町村内に於て土地家屋其の他の物件を所有し、使用し占用する者、營業所を設けて營業を爲す者及特定を行爲

を爲す者等である。

一、市町村住民

市町村住民（法人を含む）は市町村の構成員にして市町村制の規定する所に従ひ市町村の財産及營造物を共用する權利を有すると共に市町村の負擔を分任する義務を負ふものであるから、市町村經營上必要な費用支辨の爲めに課せらるる市町村税を納むる義務を有することは蓋し當然である。

二、三月以上の滞在者

市町村住民にあらざるも同一市町村内に引續き三月以上滞在する者は其の滞在の初に廻り、市町村税を納むる義務を有するのである。長期に涉り同一市町村に滞在するときは其の市町村より種々の保護利益を享受するのであるから負擔分任の義務を負はしめたのである。

三、土地家屋物件の所有者使用者及占有者

市町村内に住所又は滞在の事實なしとするも、市町村内に於て土地家屋物件を所有し、使用し占用するときは其の土地家屋物件若は其の收入に對して課する市町村税を納むる義務を有するのである。（法人同上）

四、營業所を設けて營業を爲す者

市町村内に住所又は三月以上の滞在の事實なしとするも、其の市町村内に營業所を設けて營業を爲すとき其の營業に對し、又は其の營業に因りて生ずる收入に對して課する市町村税を納むる義務を有するのである。（法人同上）

五、特定行爲者

市町村内に住所又は滞在の事實なしとするも、其の市町村に於て特定の行爲を爲す者（法人を含む）其の行爲に課する市町村税を分擔する義務を有するのである。

六、連帶納稅義務者

市町村の納稅義務は通常各人（法人を含む）が單獨に負ふものであるが、時に同一課税に關し數人が連帶して納稅義務を負擔する場合がある。即ち共有物、共同事業、共同事業に因り生じたる物件又は共同行爲に係る市町村税に付ては其の關係者は連帶して納稅義務を負擔すべきである。

第三節 國稅府縣稅市町村稅の概要

國稅の主なるものを表示すれば左の如し。

（本表は主事西澤善作氏調査）

(1) 地 租	賃賃價格 百分ノ三・八	地租法七十條ニ依リ田、畑、地租ノ納期開始ノ時ニ於テ納稅義務者（法人ヲ除ク）ノ住所市町村及隣接市町村内ニ於ケル田、畑、賃賃價格ノ合計金額ガ其ノ同居家族ノ分ト合算シ二百圓未滿ナルトキハ納稅義務者ノ申請ニ依リ其ノ田、畑ノ當該納期分地租ハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ免除サレマス但シ小作ニ付シタル田、畑ニ付テハ免除サレマセン
甲、普通所得	本法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル法人 百分ノ五	本法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有セザル法人 百分ノ十
乙、超過所得	超過所得金額ヲ左ノ各級ニ區分シ遞次ニ各定率ヲ適用ス	超過所得金額中資本金額ニ對シ年百分ノ十ノ割合ヲ以テ算出シタル金額ヲ超ユル金額 百分ノ十
丙、清算所得	清算所得金額ヲ左ノ如ク區分シ各稅率ヲ適用ス	積立金又ハ本法其ノ他ノ法律ニ依リ所得稅ヲ課セザル所得ヨリ成ル金額 百分ノ五

昭和十二年度長野市市税賦課率

(本表は書記黒根清重氏調査)

税目	昭和十二年度長野市税賦課率
地租	本税一圓二付、七六二
營業收益税	同、七九八
所得税	同
取引所營業税	同
鑛業税	本税一圓二付、〇三〇
砂鑛區税	同、〇七〇
特別地稅	同
家屋稅	同
營業稅	同
雜種稅	同
特別稅	同
都市計劃特別稅	同
其他稅	同

特別稅	戸數	特別稅割
戸別特別稅	納稅義務者一人平均一六、六五六	〇、〇〇〇
地租	同	〇、〇〇〇
營業收益稅	同	〇、〇〇〇
營業稅	同	〇、〇〇〇
家屋稅	同	〇、〇〇〇
營業稅	同	〇、〇〇〇
雜種稅	同	〇、〇〇〇
特別稅	同	〇、〇〇〇
都市計劃特別稅	同	〇、〇〇〇
其他稅	同	〇、〇〇〇

特別稅	特別稅割
戸別特別稅	〇、〇〇〇
地租	〇、〇〇〇
營業收益稅	〇、〇〇〇
營業稅	〇、〇〇〇
家屋稅	〇、〇〇〇
營業稅	〇、〇〇〇
雜種稅	〇、〇〇〇
特別稅	〇、〇〇〇
都市計劃特別稅	〇、〇〇〇
其他稅	〇、〇〇〇

第五章 結 語

上古時代在りても租税に相當するものがあつたことであらうが文献には明瞭でない。租税が稍秩序的になつたのは崇神天皇の御代皇紀五百七十五年^{〇〇〇}に始めて調役を科したのは我國に於ける租税の嚆矢であると傳へられてゐる。上世から平氏の時代までは租税が比較的輕く、大化大實時代の田租調庸を合せて收穫の百分の十二の率であるのが、源氏から豊臣氏の時代になると調庸の制度が廢れて一切を田地に賦課した關係上田租は著しく重くなつた。四公六民と稱し收穫の四分を官に納め六分を民の所有とすることから、甚だしきに至りては二公一民とか八公二民とか云ふ様に收穫の三分の二を上納し三分の一を民の所有とし、又收穫の八分を官に納め二分を民の所有とするが如き重税を課するのみならず、本租の外に口米、口永、兵糧米を取立て、米錢、段錢を徵收する等守護地頭等の苛斂誅求甚だしく、武家が專横を極め自家防護の必要から百姓を自由勝手に酷使し、戰爭に農兵を募るので百姓之に堪へず、田畠や農具まで賣拂うて段錢の未納を償ふて住馴れた故郷を逃散するものが續出するに至つたので、領主も之には困つて豫防方策を講ぜられたと云ふことであるが、領主が困るどころの問題ではない、田畠農具まで賣拂うて住馴れた故郷を立退かなければならない境遇にある人々の心境如何は想像するだに戰慄すべきである。徳川時代には幾分租税が輕減し五公五民の法を一定して慶應に至つたのであるが、申すまでもなく封建時代は總て知らしめずして據らしむるの方法を探り、武家專横時代で無禮打ちや切捨御免の世の中であつたから、諸侯によつて苛税を課し民を酷使したことであらう。最近の明治、大正、昭和の御代に於ける租税を比較すれば、文化の進展に伴ひ漸次税額が増加しつつあることは否み難き事實である。現在の租税は特別のものを除くの外一般大衆的のものは年所得百分の十内外である。古代に於ける租税の濫觴時代を別として、其

の後明治維新前に至る間に於て租税負擔の一番軽い時代は大化大寶の時代である。其の時代に在りても租調庸を合算すれば年收穫百分の十二に相當するのである。其の後甚だしきは收穫の百分の八十を租税に納め、百分の二十を民の所有とするが如き極端の事例もあつたが、大體年收穫の百分の四十民の所用とし、百分の六十官に納めたのである。斯る見地よりするも明治時代以後我國に生れたものは非常に幸福であることは申すまでもない。即ち税負擔の如きも古代に比して著しく軽く、文明の恩澤に浴することは極めて甚大である。「温故而知新」の言葉の如く、古い事を研究して新しい事を知り、之を比較研究して始めて其の眞の有難さも其の幸福さも能くわかる。租税に關する古今比較研究の主なる要項を叙して結びます。

比較研究の主なる要項

區別	男	女	摘
調	弭 <small>ゆはす</small> の <small>の</small> みつき <small>の</small> 調 <small>の</small>	手 <small>たなす</small> 末 <small>の</small> の <small>の</small> みつき <small>の</small> 調 <small>の</small>	男子が弓で射取つた鳥獸の皮肉角等を調ぐことは弭の調である 女子が手で造つた布帛の類を調ぐことは手末の調である
庸	人民がめいゝ力役を勤むること		力役を勤めなければ其の代りに布又は米を納めることが出来る

崇神天皇の御代 皇紀五百七十五年 (租税の嚆矢)

垂仁天皇の御代

租 税 熟田五十代(二五〇歩) 租 稻 一束五把

孝德天皇の御代 皇紀千三百六年大化改新時代の租調庸の概要

租	調	庸
田一町ニ付 稻 廿二束	田一町ニ付 絹一丈 布四丈	百戸ニ付 二百戸ニ付 一戸ニ付 五十戸ニ付 百戸ニ付
	同 上 同 上 同 上 同 上	中馬一匹 細馬一匹 布一丈二尺 尺力 米五斗
		仕丁一人 采女一人

大化、大寶時代は田租庸調を合せて收穫の百分の十二の率であると云はれてゐる。
文武天皇の御代 大寶令の租調庸の概要

租	調	庸	備考
田二段 稻四束 四把	正丁一人 絹八尺五寸	同 上 同 上 同 上	次丁一人 中男 正丁一人 同 上
	同 上 同 上 同 上	同 上 同 上 同 上	代納布二丈六尺 以上ノ外ニ雜物トシテ鐵鍬鹽鯿等調モアツタ

延喜式地子田地の品等を上、中、下、下下の四等に區分し、收穫五分一を徵收したから、收穫十分の二は地子である。
弘仁式地子 上田一段の地子十束、中田一段八束、下田一段六束、下下田一段三束、各田平均一段六束七把半の割合である。

主税式 凡公田一町の獲稻上田は五百束、中田は四百束、下田は三百束、下下田は百五十束、地子は各田品によつて五分一を輸さしむとあるから、二公八民の割合と等しく、收穫の二分は地子である。
保元平治以後兵農分れてから諸國の租法も變つて、上田は六分、中田は四分、下田は二分を地頭に納め、之を平均すれば四公六民の割合である。

文治元年に段毎に兵糧米五升を課したことや、承久の亂の時に軍資の必要から段當り三升の兵糧米を徴し、諸國から頗る苦情が生じた。

臨時税としては段錢と稱し、田租の外に土地の段別高に臨時税を課し、棟別錢と稱して戸別割の臨時税を課し、土倉税と稱し、質屋酒屋等の倉に臨時税を課し、入京七路に關所を設け通行税を徵收したことがある。

戰國時代の諸侯は租税を如何なる割合で賦課徵收したかといふに、各國各様區々であつて殆ど一定したものはない。貫高もあれば石高もある。貫高は年貢の高を錢に換算し一貫文の土地は田五段とし石高は八公二民と稱し、收穫の八割を

官に納め二割を民の收得とすることや、又一公九民と稱し收穫の一割を官に納め九割を民の收得とするが如き甚だ極端のものもあつたが、要するに四公六民から五公五民、六公四民、二公一民と云ふ様な賦課方法が多かつた。本租の外に口米口永を取立て、其の外に小成物三分の二、酒税壺別二百文、油税年五合、山海の狩漁税は獲物三分の一、關錢、座錢、段錢、高掛米、課役、雜徭等を課し、武門が專横を極め自家防護の必要から百姓を自由勝手に酷使し、苛税を課し農兵を募るので百姓之に堪へず、田畠を賣り農具さへ賣却して税金の未納を償ふて故郷を逃散するもの相繼ぐ様になつたので、逃散禁止の布令を出し逃散者還住すれば其の借財借米は一切免することとし、一方逃散を防ぎ一方還住を勧めて農耕に従事させやうとしたことが屢々あつたのである。

何を措いても年貢だけは完納せよといひ、時々税を納めぬ者には盗人同様の待遇をした事例も多いのである。徳川時代に至つて五公五民の法に一定し、百姓の作徳獎勵の爲め定免取の方法も行はれ、又開墾獎勵の爲め段高場と云ふ減税方法も行はれた。

口米は關東米三斗七升に付一升、上方は米一石に付三升、口永は錢百文に付三文、其他目錢、出目永、出目米、欠米及雜税、營業税、海關税等を取立てたのである。

田畑一町歩當貸賃價格及租稅公課其の他調

(本表は書記橋本兼佐氏調査)

區別	貸賃價格	地租	縣稅地租附加稅	市稅	同上都市計劃特別稅	合計
田	最上 四五〇、〇〇〇	一七、一〇八	二二、五二八	一三、〇三三	二、五九	五三、二四二
田	最下 一六〇、〇〇〇	六、〇〇八	八、〇〇〇	四、六三三	二、一一	一八、九二二
畑	最上 四五〇、〇〇〇	一七、一〇八	二二、五二八	一三、〇三三	二、五九	五三、二四二
畑	最下 一六〇、〇〇〇	六、〇〇八	八、〇〇〇	四、六三三	二、一一	一八、九二二
一、地租は貸賃價格		百分の 三、八	(百圓に付 三、八〇)			

一、縣稅地租附加稅

本稅一圓に付

一四三一七

(昭和十二年度課率)

一、市稅地租附加稅

本稅一圓に付

七六二

同

一、市稅都市計畫特別稅地租制

本稅一圓に付

〇三五

同

一、農會費地租制

地租一圓に付

五厘七毛

會員割一人に付十三錢

一、水 利 費

最高年額一反當り三圓十二錢二厘、地價百圓につき五圓七十七錢四厘、最低一反當り年額二圓十八錢の割合である。

一、市稅特別稅戶數割

所得及資産の状況に依り資力を算定して賦課するものにして地租の如く一定の標準なきを以て假定賦課を爲さざるものなり。

一、區費若くは部落費

區費若くは部落費も其の區其の部落に依り區々にして一定せず。

一、肥料一反步當り六圓とすれば一町步六十圓、其の他機械器具費若干。

一、收穫の見積方法

上田一反步の收穫は粃十三俵、粃一俵に付玄米二斗八升と見積れば三石六斗四升、一町步三十六石四斗、一石代三十圓とすれば其の代金一千九十二圓に相當し、下田一反步の收穫粃九俵、粃一俵に付玄米二斗八升とすれば二石五斗二升、一町步二十五石二斗、一石代三十圓に換算すれば其の代金七百五十六圓に相當する。

一、所得の檢討方法

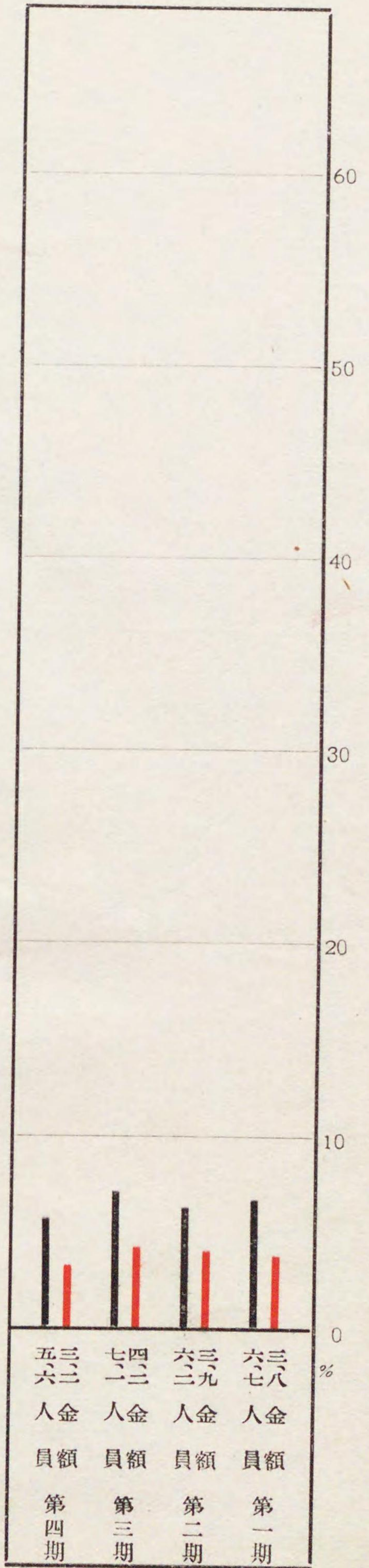
收穫中より租稅公課其の他入費を控除すれば結局田地一反步自作農所得四十七圓、同小作貸付地主所得二十七圓、小作人の所得八圓、同畑地一反步自作農所得十九圓、小作貸付地主所得二十一圓、小作人所得六圓位と換算することは適當ならむ。然れども其の年の農作物の豊凶及穀相場の高低其の他必要經費等に依り一定不變にあらず、年々幾分相違あるは免れない事實である。

附錄 第一表

特別戸數割各期滯納一覽表


(昭和十一年度)

本表は稅務巡視各位及北村氏調査




特別戸數割各期滯納原因比較一覽表

(昭和十一年度)



特別戸數割各期滯納原因比較一覽表 (昭和十一年度)



附圖 第一表

華商可達商會聯合總匯一覽表

(民國二十一年)

本表以各商會所屬各埠之匯款為標準





華商可達商會聯合總匯一覽表 (民國二十一年)

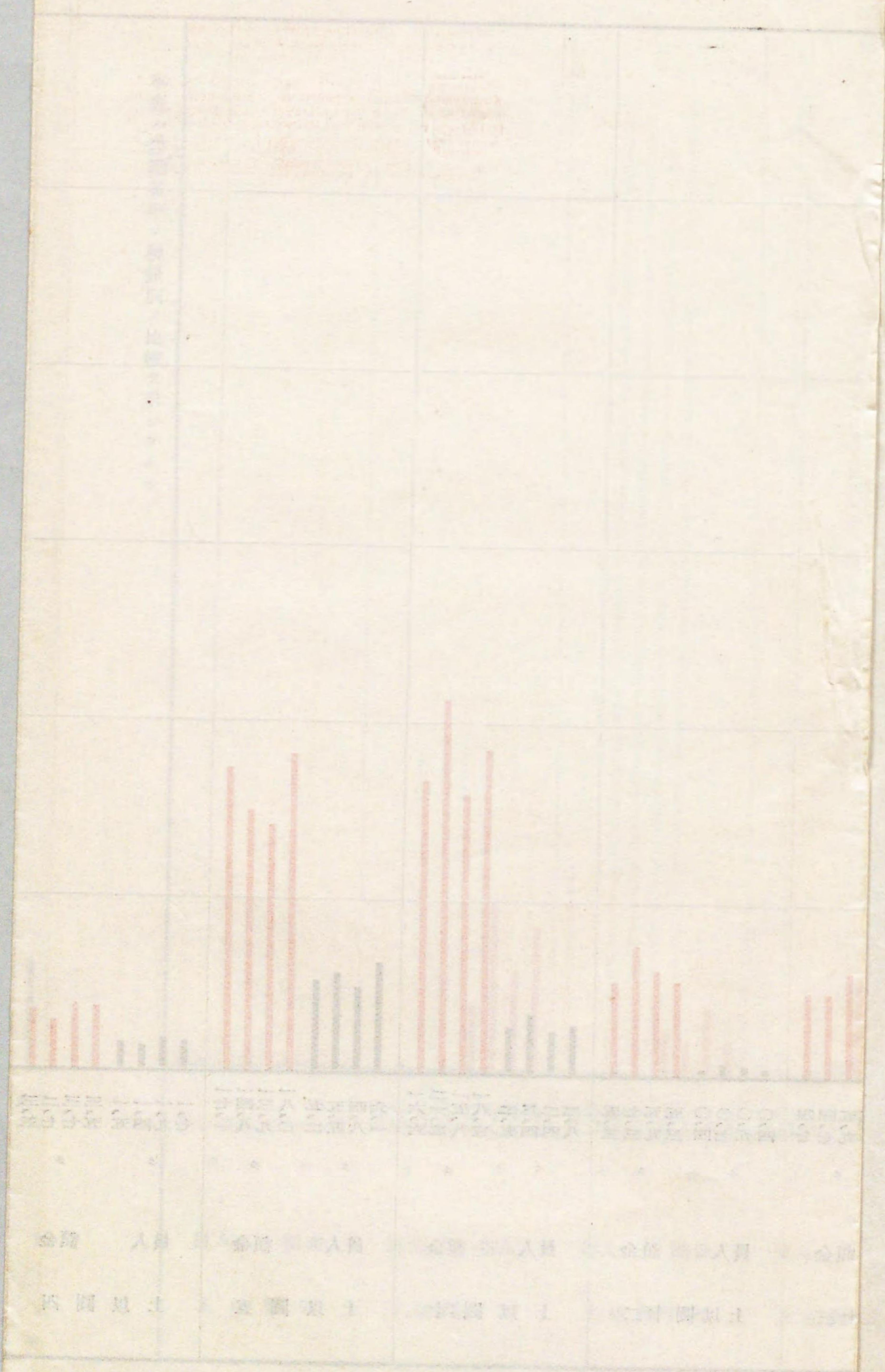


地點	第一類	第二類	第三類	第四類	第五類	第六類	第七類	第八類	第九類	第十類
上海	~75	~85	~95	~105	~115	~125	~135	~145	~155	~165
天津	~65	~75	~85	~95	~105	~115	~125	~135	~145	~155
漢口	~55	~65	~75	~85	~95	~105	~115	~125	~135	~145
廣州	~45	~55	~65	~75	~85	~95	~105	~115	~125	~135
香港	~35	~45	~55	~65	~75	~85	~95	~105	~115	~125
汕頭	~25	~35	~45	~55	~65	~75	~85	~95	~105	~115
廈門	~15	~25	~35	~45	~55	~65	~75	~85	~95	~105
福州	~10	~20	~30	~40	~50	~60	~70	~80	~90	~100
長沙	~5	~15	~25	~35	~45	~55	~65	~75	~85	~95
重慶	~3	~10	~20	~30	~40	~50	~60	~70	~80	~90
成都	~2	~8	~18	~28	~38	~48	~58	~68	~78	~88
昆明	~1	~6	~16	~26	~36	~46	~56	~66	~76	~86
西安	~0.5	~4	~14	~24	~34	~44	~54	~64	~74	~84
蘭州	~0.2	~3	~13	~23	~33	~43	~53	~63	~73	~83
迪化	~0.1	~2	~12	~22	~32	~42	~52	~62	~72	~82

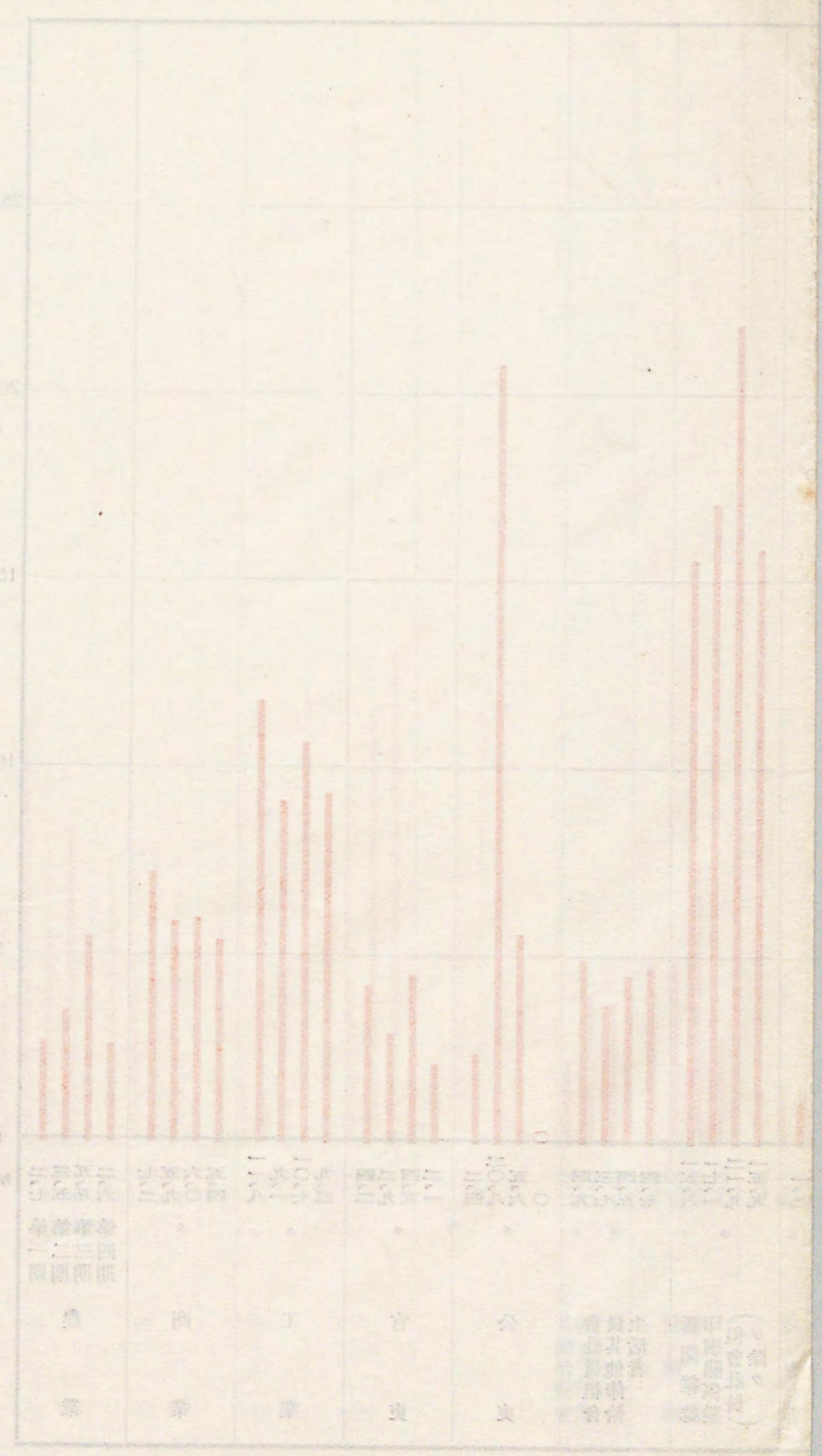
附錄 第二表
特別戸數割各期滯納業者比較一覽表
(昭和十一年度)
本表は稅務巡視各位と北村氏調査









附錄 表二 香港可僱用之職業院學生之第一調查 (1951年)



附錄 第三表 特別戶數割滯納額別比較一覽表 (昭和十一年度) 本表は稅務巡視各位及北村氏調査



本表ハ滞納者中ノ税額別ノ比較ヲ示シタルモノ



本表ハ各區納稅者總數ノ内滯納歩合ヲ示シタルモノ

